

政令第三百三十号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に、「第五十八条」を「第五十八条の三」に改める。

第二条第一項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同条第二項中「医薬食品局に食品安全部」を「医薬・生活衛生局に生活衛生・食品安全部」に改める。

第五条第六号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同条第十三号から第十九号までを削り、同条第二十号中「並びに生活衛生の向上及び増進」を削り、同号を同条第十三号とする。

第六条の見出しを「（医薬・生活衛生局の所掌事務）」に改め、同条第一項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、第二十四号を削り、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 第十六号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。

第六条第一項に次の八号を加える。

二十五 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二十六 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

二十七 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

二十八 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

二十九 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

三十 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

三十一 水道に関すること。

三十二 第二十四号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局の所掌に属するものを除く。）。

第六条第二項中「食品安全部」を「生活衛生・食品安全部」に、「第二十四号」を「第三十二号」に改める。

第十条第二十一号中「並びに」の下に「妊産婦の」を加え、「特殊な」を「特殊の」に改める。

第三十九条第一号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第四十条中「六課」を「五課」に、
「がん対策・健康増進課」を「健康課」に改め、
「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」に改め、
「生活衛生課」を「水道課」に改める。

生課

を「難病対策課」に改める。

第四十一条第二号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「がん対策・健康増進課」を「健康課」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 予防接種の実施に関すること。

第四十二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第四十三条（見出しを含む。）中「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」に改め、同条各号を次のように改める。

一 がんその他の疾病の予防及び治療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス

ス感染者給付金等支給関係業務（第二百二十条第五号において「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務」という。）に関することに限る。）。

第四十四条第一号中「結核その他の感染症（エイズを除く。）」を「エイズ、結核その他の感染症」に改め、「防止」の下に「並びに感染症の患者に対する医療」を加え、「及び総務課」を「並びに総務課及び健康課」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

第四十四条第三号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同条第四号を削る。

第四十五条を次のように改める。

（難病対策課の所掌事務）

第四十五条 難病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 臓器の移植に関すること。
- 二 造血幹細胞移植に関すること。

三 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

四 児童福祉法第十九条の二十二に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。

五 ハンセン病に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

第四十六条から第四十九条まで 削除

第一章第二節第三款第四目の目名を次のように改める。

第四目 医薬・生活衛生局

第五十条の見出しを「（医薬・生活衛生局に置く課）」に改め、同条第一項中「医薬食品局に、食品安全部」を「医薬・生活衛生局に、生活衛生・食品安全部」に改め、同条第二項中「食品安全部」を「生活衛生

「監視安全課

・食品安全部」に、「三課」を「五課」に、「監視安全課」を 生活衛生課 に改める。

水道課

第五十一条第一号及び第四号中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第五十六条第一号及び第七号中「食品安全部」を「生活衛生・食品安全部」に改める。

第五十七条第三号中「限る」を「限り、監視安全課の所掌に属するものを除く」に改める。

第五十八条第四号中「及び基準審査課」を削り、第一章第二節第三款第四目中同条の次に次の二条を加える。

(生活衛生課の所掌事務)

第五十八条の二 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。
- 二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。
- 三 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。
- 四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振

興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

（水道課の所掌事務）

第五十八条の三 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道に関すること。

二 井戸水その他水の衛生に関すること。

第八十五条及び第八十八条（見出しを含む。）中「育成支援課」を「キャリア形成支援課」に改める。

第九十一条中「八課」を「七課」に改め、「育成環境課」を削る。

第九十二条中第十三号を第二十号とし、第八号から第十二号までを七号ずつ繰り下げ、第七号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。

十四 児童の福祉のための文化の向上に関すること。

第九十二条中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。

四 放課後児童健全育成事業に関すること。

五 児童委員に関すること。

六 児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。

七 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。

八 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 削除

第九十九条第八号中「並びに」の下に「妊産婦の」を加え、「特殊な」を「特殊の」に改め、同条第九号中「総務課」を「健康局及び総務課」に改める。

第百九条第六号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

第百十三条中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「(平成九年法律第百二十三号)」を削り、同条を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第百十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 障害がある老人の日常生活上の便宜を図るための住宅の改善に関すること。

第百十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関すること(老人に係るものに限る)。

第百十六条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ

る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(社会保障審議会令の一部改正)

第二条 社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「育成環境課」を「総務課」に改める。

(厚生科学審議会令の一部改正)

第三条 厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「結核感染症課」を「健康課」に、「健康局生活衛生課」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課」に改める。

(医道審議会令の一部改正)

第四条 医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「医薬食品局総務課」を「医薬・生活衛生局総務課」に改める。

（薬事・食品衛生審議会令の一部改正）

第五条 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「医薬食品局総務課」を「医薬・生活衛生局総務課」に改め、同条ただし書中「医薬食品局食品安全部企画情報課」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課」に改める。

（疾病・障害認定審査会令の一部改正）

第六条 疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「結核感染症課」を「健康課及び結核感染症課」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第七条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「医薬食品局食品安全部企画情報課」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課」に改める。

（がん対策推進協議会令の一部改正）

第八条 がん対策推進協議会令（平成十九年政令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「がん対策・健康増進課」を「がん・疾病対策課」に改める。

（肝炎対策推進協議会令の一部改正）

第九条 肝炎対策推進協議会令（平成二十一年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」に改める。

理由

厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、健康局、医薬食品局、雇用均等・児童家庭局及び老健局の再編を行うとともに、職業能力開発局育成支援課の名称を変更する必要があるからである。